

かめやま

2021 JUL

7 / 16

No.380

お知らせ版

主な内容	新型コロナウイルス感染症対策「総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)」	1
	暮らしの情報BOX	4
	広報ガイド(8月)	13
	一次救急当番医(8月)	14

新型コロナウイルス感染症対策

「総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を一層推進するため、「市民生活の支援」、「地域経済の支援」として、総合対策パッケージ(第3弾・第4弾)を展開します。

総合対策パッケージ	第3弾	第4弾
総額	1億5,599.1万円	2,100万円

I 市民生活の支援

第3弾 6,199.1万円・第4弾 2,100万円

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)への生活支援特別給付金の支給

第3弾

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の生活支援特別給付金を支給します。

支給額 児童1人あたり5万円

対象者 次のいずれにも該当する人

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象になります。

②令和3年度の住民税(均等割)が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります。

申請方法

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税非課税の人(公務員を除く)

②令和4年2月までの出生等により、新規で児童手当または特別児童扶養手当を受給される令和3年度分住民税非課税の人(公務員を除く)

申請は不要です。対象となる人へ、市から「支給に関するお知らせ」を送付します。

児童手当または特別児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

※受給を希望しない場合は、届け出が必要です。

①②以外の人(高校生のみ養育している人、収入が急変した人、公務員など)

申請が必要です。申請書および必要書類を市民課医療年金グループへ郵送または直接提出してください。

申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書は医療年金グループにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

申請期限 令和4年2月28日(月)(消印有効)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載した行事が中止または延期になる場合があります。

詳しくは、各問合先にご確認ください。

修学旅行のキャンセル料の全額補助

問合先

教育委員会事務局学校教育課学事教職員グループ(☎84-5075)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、小・中学校が実施を予定している修学旅行を中止または延期した場合に生じるキャンセル料等について、保護者等に対し全額補助します。

国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給

問合先

市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

●国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯等に対し、市独自の制度を加えて国民健康保険税を減免します。

●傷病手当金の支給

国民健康保険加入者のうち勤務先から給与の支給を受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた場合、傷病手当金を支給します。(就労できなかった期間に給与や休業補償を受けることができる人には、傷病手当金は支給しません)

※詳細は、7月14日に発送予定の令和3年度国民健康保険税納税通知書でお知らせします。

生活困窮世帯への自立支援金の支給

問合先

地域福祉課福祉総務グループ(あいあい ☎84-3311)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終了することなどにより、特例貸付を利用できない世帯を対象として、生活困窮者自立支援金を支給します。

こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、1世帯あたり最高30万円(単身世帯: 6万円/月、2人世帯: 8万円/月、3人以上世帯: 10万円/月の3ヵ月分)を支給するものです。

支給額 単身世帯: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯: 10万円

支給期間 3ヵ月

対象者 次の①②に該当する世帯

- ① 都道府県社会福祉協議会の緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯
 - ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯(8月までに借り終わる世帯を含む)
 - ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
 - ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

② ①に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

●収入が、ア+イの合計を超えないこと

ア 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12

イ 生活保護の住宅扶助基準額

●資産がアの6倍以下(ただし、100万円以下)

●今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・就労による自立が困難で、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

申請期間 7月1日(木)～8月31日(火)

申請方法 地域福祉課福祉総務グループへ郵送、または直接(〒519-0164 羽若町545、)ご提出ください。

小規模事業者等感染防止対策費用の助成 【地方創生臨時交付金活用】

問合先

産業振興課商工業・地域交通グループ

第3弾

(小規模事業者等感染防止対策費用助成金専用窓口(☎84-5147))

感染症による地域経済への影響が長期化する中、事業者と消費者が安心して経済活動を継続できるよう、国のガイドラインに沿って感染拡大防止対策に取り組む小規模事業者等に対し、その対策として購入した物品等の経費について、5万円(助成率: 4/5)を上限に助成します。

助成額 対象経費の5分の4で上限5万円(100円未満の端数は切り捨て)

※申請は1事業者につき1回限り

対象者 中小企業者、小規模企業者、フリーランスを含む個人事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、農業協同組合などで、次のすべてに該当する事業者

- ①市内で事業活動を行っていること
- ②法人:市内に本店、支店または営業所があること
個人事業者:主たる収入が事業収入であること
- ③確定申告等を行っていること

交付要件 次のすべてに該当すること

- ①令和3年4月1日から11月30日までに主たる目的を新型コロナウイルス感染症対策として物品等※1を購入し、支払い手続きが完了していること
- ②今後も事業活動を継続する意思があること
- ③国またはほかの地方公共団体が実施する補助金および助成金の交付申請内容と重複していないこと
(助成金の対象経費の内容が重複していなければ、他の助成金と併用して利用可能)

※1 対象物品

主たる目的	対象物品 (例)
健康管理	非接触式体温計、サーモカメラ、マスク、フェイスガード、ビニール手袋 など
非接触対応	セルフ対応用レジスター、自動水栓 など
飛沫対策	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン など
換気対策	サーキュレーター、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器 など
衛生対策	消毒液、石けん、除菌シート、ペーパータオル、アルコール噴霧器、自動ソープディスペンサー など

※次に掲げる経費は助成対象となりません。

- (1) 汎用性のある物品(パソコン、車両など)
- (2) 主たる目的が感染防止対策と判断ができない物品(扇風機、エアコンなど)
- (3) 物品購入費用以外の経費(修繕費、外注費、工事費、人件費など)

※上記に記載がない場合は、市ホームページのQ&Aをご覧ください。

申請期間 7月1日(木) ~ 12月28日(火)(当日消印有効)

申請方法 申請書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、産業振興課「小規模事業者等感染防止対策費用助成金」専用窓口(〒519-0195 本丸町577)へ郵送してください。

提出書類について詳しくは、「小規模事業者等感染防止対策費用助成金」専用窓口(Tel84-5147)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※申請書は、本庁3階助成金専用窓口、関支所、あいあいにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。[URL https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021062800023/](https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2021062800023/)

※配達記録が確認できる簡易書留郵便等での郵送をお勧めします。